

区長報告第二十七号

専決処分について

港区議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和三十九年港区条例第八号）第三条第一項の規定に基づき、令和四年十月二十八日次のとおり処分したので、同条第二項の規定に基づき報告する。

令和四年十一月二十四日

港区長 武井雅昭

記

令和四年三月十五日議決を得た工事請負契約（北青山二丁目道路整備工事（歩道拡幅））の契約金額「二億九千七百六十万六千百円」を「二億九千九百九十七万六千六百元」に変更する。